広域連合長が管理する公文書の開示に関する規則

平成19年7月18日 規則第17号 最終改正 平成28年3月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年条例第17号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、広域連合長が管理する公文書の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書(様式第1号) によるものとする。

(開示決定通知書等)

第3条 条例第11条各項に規定する書面は、次の表の左欄に掲げる場合につき、それぞれ同表右欄に掲げる通知書とする。

1 条例第11条第1項の規定により公文書	公文書開示決定通知書
の全部を開示する旨の決定をした場合	(様式第2号)
2 条例第11条第1項の規定により公文書	公文書一部開示決定通知
の一部を開示する旨の決定をした場合	書(様式第3号)
3 条例第11条第2項の規定により公文書	公文書不開示決定通知書
の全部を開示しない旨の決定(条例第10	(様式第4号)
条の規定により開示請求を拒否するとき及	
び開示請求に係る公文書を保有していない	
ときの当該決定を含む。) をした場合	

(開示決定等の期間の延長通知書)

第4条 条例第12条第2項の書面は、公文書開示決定等期間延長通知書(様式第5号)とする。

(開示決定等の期間の特例延長通知書)

第5条 条例第13条の書面は、公文書開示決定等期間特例延長通知書(様式 第6号)とする。

(事案移送の通知書)

第6条 条例第14条第1項の書面は、公文書開示請求事案移送通知書(様式 第7号)とする。

(第三者保護に関する手続)

- 第7条 条例第15条第1項及び第2項の規定による広域連合長が定める事項 は、当該公文書の作成年月日、当該第三者に係る情報の内容その他必要な事 項とする。
- 2 広域連合長は、条例第15条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、公文書開示決定等に関する意見照会書(様式第8号)により通知するものとする。
- 3 条例第15条第3項(条例第21条において準用する場合を含む。) の書面は、公文書開示決定第三者通知書(様式第9号)とする。

(開示の実施等)

- 第8条 開示決定を受けた者で公文書の閲覧又は視聴をするもの(以下「閲覧者等」という。) は、当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷してはならない。
- 2 広域連合長は、閲覧者等が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。
- 3 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部 数は、開示請求に係る公文書1件名につき、1部とする。

(写しの交付及び送付に要する費用)

- 第9条 条例第18条第2項に規定する公文書の写しの交付に必要な費用は、 別表のとおりとする。
- 2 条例第18条第2項に規定する写しの送付に要する費用は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。
- 3 前2項に規定する費用は、当該公文書の写しの交付を受ける前までに納付 しなければならない。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認め るときは、この限りでない。

(諮問書)

第10条 条例第20条第1項の諮問は、諮問書(様式第10号) によるものとする。

(審査会に諮問した旨の通知書)

第11条 条例第20条第1項の規定により鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問した場合の条例第20条第2項各号に掲げる者に対する通知は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第11号)によるものとする。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月24日規則第3号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

区分	写しの種別	金額
文書及び図画	複写機により複写したもの(日本	単色刷り
	工業規格A列3番までの大きさの	1枚につき10円
	用紙を用いたものに限る。)	
電磁的記録	録音テープ又は録音ディスクを録	実費相当額
	音カセットテープ等に複写したも	
	Ø	
	ビデオテープ又はビデオディスク	実費相当額
	をビデオカセットテープ等に複写	
	したもの	
	用紙に出力したもの(日本工業規	単色刷り
	格A列3番までの大きさの用紙を	1枚につき10円
	用いたものに限る。)	
	フロッピーディスクに複写したも	1枚につき50円
	Ø	
	フロッピーディスク以外のその他	実費相当額
	の電磁的記録媒体に複写したもの	

備考

- 1 複写機により複写し、又は用紙に出力する場合で、用紙の両面に複写し、又は出力したときは、片面を1枚として算定する。
- 2 この表に掲げるもの以外の写しについては、実費を算定して定める額とする。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

開示請求者 住所(居所) 氏名

電話番号

公文書開示請求書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る公	(公文書を特定できるよう、公文書の件名又は知りたい事項の				
文書の件名又は内容	概要を具体的に記入してください。)				
2 開示の実施の方法	(1) 閲覧・視聴				
の区分(希望する方	(2) 写しの交付(□郵送希望)				
法の番号を○で囲ん					
でください。)					
3 備考(記載しない	受				
でください。)	付				
	印				

- 1 法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地を開示請求者住所の箇所に、その名称及び代表者の氏名を開示請求者氏名の箇所に記載してください。
- 2 法人その他の団体にあっては、開示請求者電話番号の箇所に続けて担当課及び担当 者名を付記してください。

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名									
2 公文書の開示を実施す	日時		年			日			
る日時及び場所		(午前	•	午後)	時	分	
	場所								
3 開示の実施の方法									
4 事務担当課		課	電話看	番号			内線		
5 備考									

注 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書一部開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1	公文書の件名									
2	公文書の開示を実施する日時	日時		年	F]	日			
及	及び場所		(午前	•	午後	後)		時	分
		場所								
3	開示の実施の方法									
4	開示しない部分並びに開示し	鹿児島	島県後期	明高齢	者医療	秦広 场	或連合	情報な	〉開条係	列第 7
1	いこととする根拠規定及び当	条第	号に調	亥当						
彭	核規定を適用する理由									
5	事務担当課		課	電話者	番号				内線	
6	備考									

- 1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。
- 2 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書不開示決定通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名		
2 開示しないこととす	鹿児島県後期高齢者医療広域	連合情報公開条例第7条第 号
る根拠規定及び当該規	に該当	
定を適用する理由		
3 事務担当課	課 電話番号	内線
4 備考		

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1	公文書の件名					
2	条例第12条第1	年	月	目から		
項	頁の規定による決定	年	月	日まで		
期	間					
3	延長後の決定期間	年	月	目から		
		年	月	日まで		
4	延長の理由					
5	事務担当課	課	電話番号		内線	
6	備考					

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第13条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

1 公文書の件名				
2 条例第12条第1項の規定	年	月	目から	
による決定期間	年	月	日まで	
3 開示請求に係る公文書のう	年	月	日から	
ちの相当の部分につき開示決	年	月	日まで	
定等をする期間				
4 上記3の期間内に開示決定				
等をする部分				
5 残りの公文書について開示	年	月	日まで	
決定等をする期限				
6 条例第13条を適用する理				
由				
7 事務担当課	課	電話番	号	内線
8 備考				

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書開示請求事案移送通知書

年 月 日付けの開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1	公文書の件名						
2	事務担当課	課	É	電話番-	号	内線	
3	移送を受けた実施機関及び	課	ĺ	電話番-	号	内線	
1	事務担当課						
4	移送をした日	年		月	日		
5	移送をした理由						
G	/ 世						
6	備考						

- 1 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をすることとなります。
- 2 不明な点は、移送を受けた実施機関にお問い合わせください。

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書開示決定等に関する意見照会書

鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり に関する情報が記録された公文書について開示請求がありました。

本件開示請求に係る公文書の開示決定等について意見があれば、別紙「公文書開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

1 開示請求に係る公文書の件名		
2 上記公文書の作成年月 日	年 月 日	
3 条例第15条第2項に 該当する場合の適用区分 及び当該規定を適用する 理由		
4 に関する情報 の内容		
5 事務担当課及び意見書 提出先	課電話番号	内線
6 備考		

注 上記回答期限までに「公文書開示決定等に係る意見書」の提出がない場合は、「開示しても支障がない。」という意見として取り扱わせていただきます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長 殿

住所 (居所)

氏名

電話番号

公文書開示決定等に係る意見書

年 月 日付け第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 公文書の件名		
2 開示決定に対する	有	無
反対意思の有無		
3 意見 (開示決定に		
反対する理由)		

- 1 法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地を住所の箇所に、その名 称及び代表者の氏名を氏名の箇所に記載してください。
- 2 法人その他の団体にあっては、電話番号の箇所に続けて担当課及び担当者名を付記してください。

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

公文書開示決定第三者通知書

年 月 日付けの に関する情報が記録された公文書の開示請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部(一部)を開示することを決定したので通知します。

1	公文書の件名		
2	開示決定に係る公文書の内容		
3	開示決定をした理由		
4	開示をする日	年 月 日	
5	事務担当課	課電話番号	内線
6	備考		

この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に広域連合長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定によりこの通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合 情報公開・個人情報保護審査会 会長 殿

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

諮 問 書

年 月 日付けの開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求 について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第20条第1項の規定により、 次のとおり諮問します。

1	公文書の件名					
2	審査請求に係る					
ě	央定等の内容					
3	審査請求年月日	年	月	日		
4	審査請求の趣旨					
7	及び理由					
5	事務担当課	課	電話番号	号	内線	
6	添付書類					
7	備考					

様

鹿児島県後期高齢者医療広域連合長

印

鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求について、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第20条第1項の規定により、次のとおり鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので通知します。

1	公文書の件名					
2	審査請求の内容					
3	諮問をした日	年	月	日		
4	事務担当課	課	電話番	号	内線	
5	備考					